



政府統計

統計法に基づく
国の統計調査で
す。調査票情報
の秘密の保護に
万全を期します。

平成28年労働安全衛生調査(実態調査)
個人票

厚生労働省

この調査票は、秘密の保護に万全を期し、統計以外の目的に
使用することはありませんので、事実をありのままに記入して
ください。

都道府 県番号	一連番号	個人 番号
1	2	3

[記入上の注意]

- 調査票の記入に当たっては、前頁裏面の解説等を参照してください。
- 特にことわりのない限り、**平成28年10月31日現在**における状況について記入してください。
- 設問に複数回答可と表示がない限り、該当する番号**1つに○印**をつけてください。
(複数回答可であるものは、回答欄が のように網かけになっております。)
- 矢印(→)のあるところは、矢印に沿って質問が終わるまで回答してください。
- 過去に他の事業所で勤務されたことのある方や複数の事業所に勤務されている方についても、
今回調査票の配布を受けた事業所に関する状況についてのみ回答してください。
- 調査票の提出は、**11月21日まで**にお願いします。

I 性、年齢、就業形態、経験年数、職種に関する事項について

1 あなたの性、年齢、就業形態、今の業務に就いてからの経験年数、職種について該当する番号1つに○をつけてください。

(1) 性

男	1
女	2

(5) 職種(注7)

管理的職業従事者	01
専門的・技術的職業従事者	02
事務従事者	03
販売従事者	04
サービス職業従事者 (介護サービス職業従事者及び 保健医療サービス職業従事者を除く)	05
介護サービス職業従事者及び 保健医療サービス職業従事者	06
生産工程従事者	07
輸送・機械運転従事者	08
建設・採掘従事者	09
運搬・清掃・包装等従事者	10
上記に該当しない職種	11

(2) 年齢(満年齢)

20歳未満	1
20～29歳	2
30～39歳	3
40～49歳	4
50～59歳	5
60～64歳	6
65歳以上	7

(3) 就業形態

正社員(注1)	1
契約社員(注2)	2
パートタイム労働者(注3)	3
臨時・日雇労働者(注4)	4
派遣労働者(注5)	5

(4) 今の業務に就いてからの経験年数(注6)

1年未満	1
1年以上3年未満	2
3年以上5年未満	3
5年以上10年未満	4
10年以上	5

(注1) 正社員

フルタイム勤務で期間を定めずに雇われている者(定年まで雇用される方も含めます。)をいいます。

(注2) 契約社員

フルタイム勤務で1か月を超える期間を定めて雇われている者をいいます。

(注3) パートタイム労働者

一般社員(フルタイム勤務で基幹業務を行う社員)より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働日数が少ない者で、期間を定めずに又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいいます。

(注4) 臨時・日雇労働者

1か月以内の期間を定めて雇われている者をいいます。

(注5) 派遣労働者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づいて労働者派遣事業を行う事業所から派遣されている者をいいます。

(注6) 経験年数

勤続年数ではなく、業務の経験年数をいいます。

(注7) 職種

裏面に解説がありますので、記入に当たって参照してください。

1 頁解説

I

(注7) **職種**については、あなたが現在行っている業務について、下表を参考にして、一番近いと思われる番号に○をつけてください。

職 種	具 体 的 内 容
管理的職業従事者	会社役員、会社管理職員(いわゆる管理職)で、課長(課長相当職を含む)以上の者
専門的・技術的職業従事者	研究者(研究員、研究職)、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、その他技術者(地質調査技術者等)、医師・歯科医師・獣医師・薬剤師、保健師・助産師・看護師、医療技術者(医療放射線技術者等)、その他保健医療従事者(栄養士等)、社会福祉専門職業従事者(福祉相談指導専門員、保育士等)、法務従事者(弁護士等)、経営・金融・保険専門職業従事者(公認会計士、税理士等)、教員、宗教家、著述家・記者・編集者、美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者、音楽家・舞台芸術家、その他の専門的職業従事者(学芸員、カウンセラー等)
事務従事者	一般事務従事者(庶務、人事、企画、受付・案内、秘書、電話応接、総合等)、会計事務従事者(現金出納事務員等)、生産関連事務従事者、営業・販売事務従事者、外勤事務従事者、運輸・郵便事務従事者、事務用機器操作員
販売従事者	商品販売従事者(小売店主・店長等)、販売類似職業従事者(不動産売買仲介人、売買人等)、営業職業従事者(勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事する者等)
サービス職業従事者 (介護サービス職業従事者及び 保健医療サービス職業従事者を除く)	家庭生活支援サービス職業従事者(家政婦等)、生活衛生サービス職業従事者(理容師、美容師、浴場従事者、クリーニング業等)、飲食物調理従事者(料理人等)、接客・給仕職業従事者、居住施設・ビル等管理人、その他サービス職業従事者(旅行・観光案内人等)
介護サービス職業従事者及び 保健医療サービス職業従事者	介護職員、訪問介護従事者(ホームヘルパー)、看護助手、歯科助手等
生産工程従事者	生産設備制御・監視従事者、機械組立設備制御・監視従事者、製品製造・加工処理従事者、機械組立従事者、機械整備・修理従事者、製品検査従事者、機械検査従事者、生産関連・生産類似事業従事者(自動車塗装工、映写技師等)
輸送・機械運転従事者	鉄道運転従事者、自動車運転従事者、船舶・航空機運転従事者、その他の輸送従事者(車掌、甲板員等)、定置・建設機械運転従事者
建設・採掘従事者	建設従事者(大工、左官等)、電気工事従事者、土木作業従事者、採掘従事者
運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者(郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者等)、清掃従事者(ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職等)、包装従事者(打直綿包装工、食品包装工、ラベル(ラベル)貼り工等)、その他の運搬・清掃・包装等従事者(機械掃除工、病院等の雑務等)
上記に該当しない職種	上記に分類できないもの。保安職業従事者(警備員等)、農林漁業従事者(林業従事者、漁業従事者等)等が含まれます。

2 頁解説

II

問1

(注8) **産業医**

労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいいます。事業所の労働者数が50人以上の場合には、事業者は産業医を選任することになっています。なお、50人未満の事業所であっても選任している場合があります。

(注9) **衛生管理者又は衛生推進者等**

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等をいいます。

「衛生管理者」とは、常時50人以上の労働者を使用する事業所において、作業条件、施設等の衛生上の改善などの衛生に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいいます。衛生管理者の免許を取得しているか、あるいは医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任されることになっています。

「安全衛生推進者」とは、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所において、安全衛生に関する技術的事項(労働者数が50人以上の事業所において安全管理者と衛生管理者が管理している業務と同様の業務)を担当するため、事業者から選任された人をいいます。一定の資格(経験)を有する人から選任されることになっています。

(2頁裏へ続く)

II 勤務の状況に関する事項について

問1 仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項について

- (1) あなたは現在の自分の仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人がいますか。また、相談できる人がいる場合、実際にその人に相談をしたことがありますか。それぞれ該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可。ただし、それぞれ9を回答の場合は不可)

項目	相談できる人の有無	相談の有無
相談できる人がいる	上司・同僚	1
	家族・友人	2
	産業医(注8)	3
	産業医以外の医師	4
	保健師又は看護師	5
	衛生管理者又は衛生推進者等(注9)	6
	カウンセラー等(注10)	7
	その他	8
相談できる人はいない	9	
相談したことはない		9

あなたが現在の自分の仕事や職業生活に関する不安や悩み、ストレスについて相談したことにより、その不安、悩み、ストレスは解消されましたか。

(最も重要な相談について回答してください。)

解消された	1
解消されなかったが、気が楽になった	2
解消もされず、気が楽にもならなかった	3

- (2) あなたは現在の自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がありますか。

ある	1
ない	2

それはどんなことですか。**主なもの3つ以内**で該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可)

仕事の質・量	1
対人関係(セクハラ(注11)・パワハラ(注12)を含む。)	2
役割・地位の変化等(昇進、昇格、配置転換等)	3
仕事の失敗、責任の発生等	4
事故や災害の体験	5
雇用の安定性	6
会社の将来性	7
その他	8

問2 喫煙に関する事項について(注13)

- (1) あなたは職場でたばこを吸いますか。(注14)

吸う	1
吸わない	2

- (2) あなたは、職場で他の人のたばこの煙を吸引すること(受動喫煙(※))がありますか。
(※)職場内の定められた喫煙区域内において、自分が喫煙している時に他の人のたばこの煙を吸引することを除く。)

ほとんど毎日ある	1
ときどきある	2
ない	3

- (3) あなたは職場での喫煙に関して不快に感じるこ、体調が悪くなることがありますか。

よくある	1
たまにある	2
ない	3

2頁解説(続き)

問1

「衛生推進者」とは、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項(労働者数が50人以上の事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務)を担当するため、事業者から選任された人をいいます。一定の資格(経験)を有する人から選任されることになっています。

(注10) カウンセラー等

事業所において、個々の労働者に対してメンタルヘルス対策(心の健康対策)を実施する担当者をいいます。例えば、精神保健福祉士(※1)、臨床心理士(※2)や産業カウンセラー(※3)などです。その他、社会福祉士、心理カウンセラー、サイコセラピスト、心理士、心理相談員を含みます。

(※1)「精神保健福祉士」とは、精神保健福祉士法第28条の規定に基づく国家資格を有する人をいいます。企業内ソーシャルワーカー、ソーシャルワーカーを含みます。

(※2)「臨床心理士」とは、(財)日本臨床心理士認定協会の認定資格を有する人をいいます。心理アセスメント、心理面談、臨床心理的地域援助、研究活動を行うことにより、相談にこられる方々の課題に応じてさまざまな臨床心理学的方法を用いて、心理的な問題の克服や困難の軽減に向けての支援を行い、また、その人を囲む環境への働きかけ、情報整理や関係の調整を行います。

(※3)「産業カウンセラー」とは、(社)日本産業カウンセラー協会の認定資格を有する人をいいます。心理的手法を用いて、働く人たちが抱える問題を、自らの力で解決できるように援助することを主たる業務としています。業務の領域は、メンタルヘルス対策への援助、キャリア開発への援助、職場における人間関係開発への援助となります。

(注11) セクハラ

職場のセクシュアルハラスメントのことで、「労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること。また、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなり、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいいます。

(注12) パワハラ

職場のパワーハラスメントのことで、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいいます。

問2

(注13)各項目について、通常業務に従事している場所のほか、休憩室や事務室など職場で利用している施設を含めた状況を回答してください。

(注14)平成28年10月31日時点での状況を記入してください。

なお、その日は喫煙しなかったが日常的に喫煙している場合は、「吸う」に回答してください。

3頁解説

(注15) 屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にすること

建物内又は建物内に準じた場所(例えば車両など)を常に禁煙とし、事業所敷地内の屋外も常に禁煙としている場合をいいます。

(注16) 事業所内の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能とすること

建物全部を禁煙とし、屋外のみ喫煙を可能としている場合をいいます。

(注17) 喫煙室

出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための屋外排気装置付きの部屋をいいます。喫煙室内で喫煙以外の行為(飲食、会議など)を行うことはできません。

(注18) 喫煙コーナー

天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域をいいます。喫煙コーナー内で喫煙以外の行為(飲食、会議など)を行うことはできません。

(注19) 喫煙可能区域

屋外に設置した喫煙所、屋内に設置した喫煙室、喫煙コーナーなど従業員、顧客等が喫煙を許されている区域をいいます。

(注20) たばこの煙を低減する装置

たばこの煙の成分の一部をフィルター等で除去して屋内で空気を循環させる空気清浄装置等の機器をいいます。

(注21) 一定以上の換気

喫煙可能区域において、浮遊粉じん濃度が0.15mg/立方メートル以下又は70.3×(喫煙席数)立方メートル/時間以上の換気措置を講じていることをいいます。

(3頁裏へ続く)

(4) あなたは、今後、職場における受動喫煙防止対策として何を望みますか。

① 受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定として望む内容について、該当する番号1つに○をつけてください。

屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にすること(注15)	1
事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能とすること(注16)	2
事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室(注17))を設け、それ以外の場所は禁煙にすること	3
事業所の内部に空間的に隔離されていない喫煙場所(喫煙コーナー(注18))を設け、それ以外の場所は禁煙にすること	4
上記1～4以外の方法で、事業所内の喫煙可能場所と禁煙場所を区分すること	5
何も望むことはない	6

17

② 受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外に望む内容について、該当する番号**すべて**に○をつけてください。(複数回答可。ただし、10を回答の場合は不可)

喫煙可能区域(注19)を事業所内に掲示等して周知すること	01	
喫煙可能区域において	たばこの煙を低減する装置(注20)(空気清浄装置)を設置すること	02
	一定以上の換気(注21)(粉じん濃度0.15mg/立方メートル以下に維持又は換気量が70.3×(喫煙席数)立方メートル/時間以上)を実施すること	03
喫煙可能区域に設置した機器(屋外排気装置、空気清浄装置等)を定期的にメンテナンスすること	04	
喫煙室の出入口の気流又は浮遊粉じん濃度、一酸化炭素濃度等を定期的に測定すること	05	
定期的に受動喫煙防止対策に関する研修を開催又は外部の説明会に安全衛生担当者等が参加すること	06	
喫煙者に対する健康指導(たばこの害に対する教育や禁煙指導)を実施すること	07	
喫煙可能な時間の制限(禁煙タイムの設定など)を実施すること	08	
上記(②の01～08)以外で何らかの対策を実施すること	09	
何も望むことはない	10	

18

問3 有害業務(注22)への従事の有無及び特殊健康診断の受診状況に関する事項について

(1) あなたは、次に掲げる有害業務に**過去1年間(平成27年11月1日から平成28年10月31日まで)**において常時従事(注23)していましたか。従事していた場合は、従事業務の該当する番号**すべて**に○をつけてください。また、この期間にその業務に関する特殊健康診断(注24)を受診したかどうか、該当する番号1つに○をつけてください。なお、従事していなかった場合は、(2)へお進みください。

	従事業務	特殊健康診断	
		受けた	受けていない
従事していた	1		
従事していなかった	2		
	鉛業務(注25)	1	2
	有機溶剤業務(注26)	1	2
	放射線業務(注27)	1	2

20

(2) あなたは現在の職場で、現在あるいは過去において、次に掲げる有害作業に常時従事していましたか。従事していた場合は、該当する番号**すべて**に○をつけ(複数回答可。ただし、6を回答の場合は不可。)、その業務に関する特殊健康診断を受診したかどうかについて 該当する番号1つに○をつけてください。

特定化学物質(注28)を製造し又は取り扱う業務	1	①平成27年11月1日から平成28年10月31日までの間	特殊健康診断を受けた	受けていない
			1	2
石綿等を取り扱う業務(注29)	2	②平成27年11月1日から平成28年10月31日までの間	特殊健康診断を受けた	受けていない
			1	2
粉じん作業(注30)	3	③平成25年11月1日から平成28年10月31日までの間	特殊健康診断を受けた	受けていない
			1	2
		④平成27年11月1日から平成28年10月31日までの間	特殊健康診断を受けた	受けていない
	4		1	2
	5	⑤平成27年11月1日から平成28年10月31日までの間	特殊健康診断を受けた	受けていない
	6		1	2

24

—以上で質問はすべて終わります。ご協力ありがとうございました。—
(封筒に入れ、しっかり封をして、事業所の担当者にお渡しください。)

問3

(注22)有害業務

労働安全衛生関係法令に定める有害な業務及び作業方法や作業環境の管理が適切に行われないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務で、「鉛業務」、「有機溶剤業務」、「放射線業務」、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」、「石綿等を取り扱う業務」、「粉じん作業」をいいます。

(注23)常時従事

「継続してその有害業務に従事する」場合や「一定の期間ごとに反復してその有害業務に従事する」場合などをいいます。

(注24)特殊健康診断

有害業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ時、有害業務への配置替え時及び定期的に行う健康診断をいいます。

(注25)鉛業務

鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等をいいます(労働安全衛生法施行令別表第4に掲げる業務)。

(注26)有機溶剤業務

屋内作業場等で、有機溶剤(アセトン、キシレン、トルエン等の労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる物質)を製造し又は取り扱う業務をいいます。

(注27)放射線業務とは、以下の業務をいいます(労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる業務)。

- ① エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務
- ② サイクロトン、ベータロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用又は電離放射線(アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエックス線をいう。後記⑤において同じ。)の発生を伴う当該装置の検査の業務
- ③ エックス線管若しくはケトロン管のガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの装置の検査の業務
- ④ 厚生労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱いの業務
- ⑤ 上記④に規定する放射性物質又は当該放射性物質若しくは前記②に規定する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務
- ⑥ 原子炉の運転の業務
- ⑦ 坑内における核原料物質(原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第3号に規定する核原料物質をいう。)の掘採の業務。

(注28)特定化学物質

ジクロロベンジジン、重クロム酸、ベンゼン等(労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる物質)をいいます。

(注29)石綿等を取り扱う業務

石綿(石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物)を取り扱う業務をいいます。

(注30)粉じん作業

岩石の裁断、研磨加工、粉状物質の袋詰め及び混合等じん肺にかかるおそれがあると認められる作業(じん肺法施行規則別表に掲げる作業)をいいます。

粉じん作業従事労働者の健康診断

じん肺の定期健康診断の区分について

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	頻度
常時粉じん作業に従事	1	3年以内ごとに1回
	2, 3	1年以内ごとに1回
過去に常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

※ 例えば、常時粉じん作業に従事していて、じん肺管理区分が2の場合には、1年に1回のじん肺定期健康診断に該当するため、「1年に1回のじん肺定期健康診断の対象者」の「4」に○をつけ、健康診断を受診した場合には、「特殊健康診断を受けた」の「1」に○をつけてください。